

【正答版】

集団指導の確認報告書の確認チェックシートにおける各設問の正答は、下記のとおりです。

対象事業所は漏れなく、集団指導テキストの内容を含めてあらためて確認してください。

令和6年度集団指導資料 確認チェックシート（地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護）

※令和6年度集団指導資料の内容を確認した上で、下記の設問について「正しい」「誤り」のいずれかに回答（確認回答欄の選択肢にチェック）してください。

サービス種別		事業所名	
--------	--	------	--

I. 人員について 地域デイは①、②及び④、療養通所は②及び④、認知デイは全ての設問に回答

	設問	確認回答 (正答)	集団指導テキスト の参照ページ
①	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。生活相談員に変更があった場合には区に届出が必要がある。	正しい	P.6~9、 P.13~17
②	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 ※療養通所介護については、常勤専従の看護師を1人以上確保しなければならない。 (複数の看護師が交代により従事することで必要数を確保することも可。)	正しい	P.6~9、P.11、 P.13~17
③	(（介護予防）認知症対応型通所介護のみ) 事業所の管理者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」の研修修了者である必要がある。	正しい	P.18~19
④	宿泊サービスを行う場合には、事業所は宿泊サービスを行う時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保する必要がある。	正しい	P.58~59

II. 運営について

	設問	確認回答 (正答)	集団指導テキスト の参照ページ
①	サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様や時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録する必要がある。	正しい	P.28~29
②	地域密着型通所介護計画・療養通所介護計画・（介護予防）認知症対応型通所介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成する必要がある。当該計画には、援助・介護の目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。（時間帯や曜日を含む。）	正しい	P.30~31
③	事業所は、従業員の勤務の体制を定め、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。	正しい	P.34~35
④	事業者は、全ての介護従業者（医療・福祉関係資格保有者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	正しい	P.36
⑤	事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする業務継続計画（BCP）を策定し、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行ななければならない。	正しい	P.39~40
⑥	事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、従業員に周知徹底を図り、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するとともに、必要な研修・訓練を定期的に行ななければならない。	正しい	P.42~43
⑦	事業者は、事業所の従業員の秘密保持について、必要な措置を講じなければならない。従業員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決めておく必要がある。	正しい	P.46
⑧	運営推進会議は、おおむね6月に1回以上（療養通所介護については12月に1回以上）開催し、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所の所在区域を管轄する「あんしんすこやかセンター」の職員、地域密着型通所介護・療養通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護について知見を有する者等の参加を求め、会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表する必要がある。	正しい	P.49~50
⑨	虐待の発生、又はその再発を防止するため、事業者は虐待の発生を防止するための対策を検討する委員会を定期的に行なわれ、その結果について従業員に周知徹底を図るとともに、虐待の防止のための指針を定め、従業員に虐待防止のための研修を定期的に行ななければならない。	正しい	P.53~54